



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第22号 (平成24年4月9日号)

民事保全とは？

民事保全とは、差押などの強制執行のために、対象となる財産等を変動させないための制度です。例えば、貸したお金の返還を求める裁判を起こし、勝訴判決を得ても、その訴訟中に、相手方が財産を隠したりすると、強制執行をしても意味がなくなり、判決が紙切れ同然になってしまいます。そこで、民事訴訟を起こす前に、相手方の銀行預金を対象財産として民事保全を申立て、裁判所で認められると、相手方は、銀行預金を引き出すことができなくなります。他にも、例えば、民事訴訟で明渡しを求めている不動産を勝手に売却される恐れがある場合に、相手方の不動産について民事保全をすると、相手方は売却できなくなります。



民事保全の種類

民事保全は、①貸金など将来の金銭の支払いを目的とする権利を保全するための「仮差押」、②金銭の支払以外の不動産の明渡等を保全するための「係争物に関する仮処分」、③労働者としての地位保全など、暫定的な法律上の地位を定めるための「仮の地位を定める仮処分」の3種類があります。今回は、①②を前提に特徴を説明します。

民事保全の特徴

保全の申立から決定までに時間を要するのであれば、その権利を実現する機会を逃してしまう可能性があるため、原則として、提出する書面によって裁判所が判断します。また、申立人以外の意見を聞く機会がないのが原則で、密かに民事保全を行うことができるという点も特徴と言えます。なお、申立の際には、対象となる目的物の価格に応じて、一定額の担保金を支払わなくてはなりません。

民事保全は難しい？

民事保全を行うには、対象財産の選択や保全すべき権利の存在の主張・疎明が必要であり、専門的知識なしに民事保全を申し立てることはできません。民事保全を検討されている場合、まずは弁護士にご相談ください。
(丸亀日出和)

法律7千★クイズ

離婚して子どもと離れ離れになった父親や母親が、子どもと会ったり手紙や電話などで交流したい場合、どのような手続を裁判所で行えるでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、貸金という将来の金銭債権を保全するために、民事保全という手段があり、貸主は、借主が売却しようとしている不動産に対する仮差押を申し立てることができます。前記の記事も参考にしてください。



紅山弁護士は東京へ

当事務所の紅山綾香弁護士が本年4月末日をもって退所し、東京の法律事務所に移籍します。紅山弁護士の今後の活躍を応援し、協力していきたいと思います。

～紅山弁護士よりひと言～

平成18年11月より当事務所に所属していましたが、本年5月から東京の都市型公設事務所に移籍することとなりました。あと一月で広島を離れる今、あらためて自分がどれほど多くの方に支えられてきたかを実感しています。これまで本当にありがとうございました。今後も広島みらい法律事務所にご支援賜りますようお願い申し上げます。



平成24年4月の 法律相談会等のご案内

●大竹支所無料法律相談会

4月29日(日)／10時～18時(各相談時間は40分)／相談無料(事前予約が必要)／場所＆問合せ先：当事務所大竹支所(TEL:0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3 アーバンタワー大竹1階)

●演劇・江川紹子氏講演「子ども達に寄り添う～付添人制度の充実と自立援助ホームの設立を目指して～」

4月29日(日)13時～17時／入場無料(予約不要)／広島市青少年センターホールにて／主催＆問合せ先：広島弁護士会(TEL:082-228-0230)

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)